

2016年9月20日改正

北海道福祉サービス第三者評価事業研修審査要領

(目的)

第1条 この要領は北海道福祉サービス第三者評価実施要綱第9条に基づき、養成研修及び継続研修の審査を公正に実施し、養成研修及び継続研修受講者の評価調査者としての評価技能の有無を確認することを目的とする。

(審査委員会)

第2条 養成研修及び継続研修の受講者に対し、受講資格の確認及び研修受講後の評価技能の審査を公正に行うため、審査委員会を設置する。

2 審査委員会の委員は、第三者評価基準等委員会の委員4名以上で構成する。

(受講資格審査)

第3条 北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構（以下「機構」という。）は、養成研修申込者について、北海道福祉サービス第三者評価事業実施要綱第9条第3項に基づき、受講資格の確認を行う。

2 機構は、継続研修申込者について、養成研修修了者であることの確認を行う。

3 機構は、第1号及び第2号の確認において、特に必要な場合は、審査委員会に意見を求めることができる。

(評価技能審査)

第4条 審査委員会は、養成研修及び継続研修受講者の評価技能の有無を確認するため、次の内容について評価技能審査を行う。

(ア) 福祉サービス第三者評価制度に関する知識

(イ) 評価実務・評価手法に関する知識

(ウ) 評価結果報告作成及び取りまとめに関する知識・技能

(評価技能審査方法)

第5条 評価技能審査は、養成研修及び継続研修の講義・演習・実習のすべてを受講した者について、養成研修及び継続研修の最終日に行う筆記試験の結果とレポートの内

容の総合評価により行う。筆記試験の問題及び筆記試験並びにレポートの採点基準は、機構で作成し、必要に応じて審査委員会に意見を求めることができる。

- 2 前項の継続研修に係る「すべてを受講した者」には、講師やファシリテーターとして、講義を行い、あるいは演習を運営した者も含めるものとする。
- 3 筆記試験又はレポートのいずれかあるいはその両方について、合格点に到達しない場合は、再試験又はレポートの再提出をそれぞれ求めることができる。
- 4 前項の合格点について、養成研修の筆記試験は 10 問中 6 問以上、継続研修の筆記試験は 10 問中 7 問以上、レポートは 100 点満点中 60 点以上とする。

(評価技能審査結果)

第 6 条 審査委員会は、筆記試験及びレポートを審査し、その結果をすみやかに第三者評価基準等委員会に報告する。

- 2 第三者評価基準等委員会は、審査委員会の審査結果に基づき受講者が前条の合格点に到達(再試験あるいは再提出のあったレポートにより合格点に到達した場合を含む)し、評価能力を有していると判断した場合、当該研修受講者について、研修会を修了したことを認める。

(修了証の交付)

第 7 条 北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構は、第三者評価基準等委員会の審査結果に基づき、前条第 2 項の該当者について養成研修修了者証または継続研修修了者証を交付する。

第 8 条 審査にかかる料金は、受講料金に含むものとする。ただし、第 4 条に係る評価技能審査において、追試験を行う場合は、1 回あたり 3,000 円を徴収する。

(その他)

第 9 条 この要領に定めるものの他、養成研修及び継続研修の審査を実施するに当たり必要な事項については、第三者評価基準等委員会にて定める。

2016年9月20日改正

附則

この実施要領は、平成18年3月27日から施行する。

この実施要領は、平成22年10月1日から施行する。

この実施要領は、平成25年3月29日から施行する。

この実施要領は、平成28年9月20日から施行する。